

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 16 日現在

機関番号：12613

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2012～2014

課題番号：24330100

研究課題名(和文)公共と市場のリスク・マネジメント：アジアの公共の在り方についての研究

研究課題名(英文)Risk management for market and public sectors: Asian perspective on public sector

研究代表者

佐藤 主光(SATO, Motohiro)

一橋大学・国際・公共政策大学院・教授

研究者番号：50313458

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 12,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の特徴は経済学の分析手法に加え、政治学・法学の知見を兼ね備えた学際性にある。「法と経済学」的な観点から制度・法体系の経済的含意を考察する。実証＝エビデンスを重視しつつも、単なる事実確認に留まらず、課題解決に向けた改革を提言する。その活動は、「アジアのインフラ研究会」等定例研究会の開催、核不拡散などをテーマにした国際シンポジウム、中国人民大学・上海財経済大学との研究交流の促進がある。研究成果はContemporary public policyなど本学国際・公共政策大学院の講義に反映されるほか、3年間の成果のとりまとめを本学経済学研究科の雑誌「一橋経済学」から刊行した。

研究成果の概要(英文)：This is a study on risk management of public sector in Asia. We undertake a comprehensive approach to cover various risks including natural disaster, fiscal deficit, PPP (public and private partnership), food fraud, nuclear proliferation and so on that have been increasingly concerned in Japan and emerging economies in Asia. The project is collaborative work of economics and law researcher and is not only academic work but also policy minded proposing a reform to cope with the above mentioned risks. We also develop research network with some public policy schools in China. This project produced many outcomes: research papers were individually published and the papers are now being prepared to be published in journals of the institute.

研究分野：財政学・公共経済学

キーワード：アジア リスク 自然災害 財政・社会保障 学際研究 核不拡散 日中研究交流

1. 研究開始当初の背景

東日本大震災は我が国の地震リスクを露呈させた。福島第一原発事故も未だ収束をみていない。復興財源や賠償金の確保を巡っては公共（政府）と民間の責任分担の在り方が問われている。学術的には契約関係の「不完備性」に起因する問題といえる。また、震災危機は政府の財政を一層悪化させ財政危機に連鎖するリスクをはらんでいる。

この問題は我が国に限ったことではない。アジア諸国では経済の「私的領域」における拡大が続く中、政府部門を含む各国の公益に係る「公的領域」、即ち「公共」は未成熟のまま、公私の均衡が欠いた状態である。とはいえ公共の役割はむしろ重要性を増している。実際、金融危機（2008年）以降、「市場の失敗」が浮き彫りになる中、改めて政府（公共）の役割が見直され、公共経済学の分野でも無原則な市場原理主義・グローバル化に対する批判が高まってきた。しかし、政府の介入にも官僚主義や政治の腐敗などの「失敗」は伴う。市場か政府かの二者択一ではなく、両者の補完的関係を確立する必要がある。本特集号が対象とする国内外におけるリスクは多岐に渡るが、一貫しているのは成長と安定の持続性に資する公共の役割、及び民間と公共の補完的関係に言及していることにある。

2. 研究の目的

本研究事業では我が国を含むアジア諸国が直面する多様なリスクを取り上げ、経済学と法学の知見から包括的に研究することを目的とする。具体的には地震災害におけるリスクシェア、（低金利の影に）隠れた財政危機のリスク、社会資本整備に係る契約・原発事故における損害賠償を含む官民のリスク分担、及び、その他のリスクとして食品安全に係るリスクや核拡散リスクに係る国際協調を取り上げた。

（1）自然リスク：

東日本大震災（2011年3月）以降、巨大自然災害リスクへの関心が高まっている。今後30年以内に首都直下地震の発生する確率は約7割と見込まれている。南海トラフ大震災にいたっては死者数が最大32万人余り、経済被害は220兆円に上ると試算される。こうした災害に対しては「公助・自助・共助」の強化が求められてきた。震災後（事後）の公助としては、「被災者生活再建支援制度」や所得税における雑損控除・災害減免がある。被災者生活再建支援制度は阪神淡路大震災（1995年1月）を契機に制度が創設され、被災者に対して最大300万円（うち200万円は住宅再建への補助）が支払われている。都

道府県が拠出・運営、国が補助する仕組みだ。このほか、義捐金・被災者の受け入れ、被災自治体への職員派遣といった個人レベル・自治体レベルでの共助も欠かせない。

（2）財政リスク：

我が国では国・地方の債務残高が国民総生産（GDP）の2倍を超えている。財政の健全化に向けては、政府は2020年度までの（国・地方合わせた）基礎的財政収支の黒字化を掲げてきた。しかし、増税後の経済の低迷を受け、当初2015年10月に予定していた消費税率10%への引き上げを2017年4月に延期することとした。短期の景気動向に配慮しつつ、中長期的な財政再建努力にコミットし続けることの困難を表している。今後、社会の高齢化に伴い年金・医療・介護など社会保障給付費の増加が見込まれる。また、仮に脱デフレが実現して経済が平常な軌道に回復するならば、家計のリスク投資や企業の設備投資が喚起されることになる。皮肉にも教科書的なクラウディング・アウト（=公債増に伴う金利上昇）が発生する素地が生まれかねない。あるいは前述の首都直下地震など新たな巨大自然災害が財政危機のトリガー（契機）になることもありうる。

（3）インフラ・原発リスク：

アジアのインフラ：アジアでは道路・橋梁、下水道をはじめとする社会資本整備が急速に進んでいる。これに関連して中国主導で「アジアインフラ投資銀行」（AIIB）が創設された。欧州からも参加表明が相次いでいるが、その背景にあるのは各国のインフラ輸出戦略といえる。我が国でもオールジャパンでインフラ輸出に努めてきているものの、出遅れ感が否めない。しかし、インフラ事業には契約リスクが伴う。官民パートナーシップ（PPP）の下では（海外から進出する）企業は現地政府（あるいは地方自治体）とインフラの建設・運営に係る長期の契約を結ぶ。問われるのはこの契約の履行可能性だ。政変・政権交代によって事業は中断されるかもしれない。水道事業等の運営からの収益の分配が契約通りになされないこともありうる。

原発等インフラ事故：インフラに係るリスクとしては瑕疵・事故に伴う損害賠償がある。福島第一原発事故では（国ではなく）東京電力を介した賠償が定められている。その帰結と課題については法律的な知見が求められる。「想定外」は経済学で言うところの契約を不完備にする。そうした環境における賠償の在り方は事前に取り決めることは困難である一方、事後の裁量は不透明性や予期せぬ誘因効果をもたらすリスクがある。

（4）その他のリスク：

食料品リスク：我が国でも「冷凍ギョウザ問題」以来、たびたび中国産食品などの安全性

が懸念されてきた。食品の安全性は中国をはじめ生産地の消費者にとっての重大事でもある。そのため各国政府は安全性基準の整備に努めてきた。ただし、法律で基準が定められたとしても、その執行が問われるだろう。リスクへの対策が実効性を持つかどうかも定かではないとすれば、当該リスクは解消されたことにはならない。

核のリスク：国際的に分担されるべきリスクとしては安全保障に係るリスクが挙げられる。近年、深刻さを増す過激派テロの脅威は一国だけでは対処できるものではない。特に憂慮すべきは核技術がこうしたテロ組織あるいはその支援国に拡散することだ。米国を中心に原子力技術を有する諸国は核拡散防止条約を締結、核兵器の保有を制限してきた。しかし、原子力技術を新興国も有するようになり、その効力が問われている。管理体制の不備からテロ組織にプロトニウムや核技術が流出する恐れがある。新たな核不拡散に向けたリスク管理が求められている。経済学的に言えば、核不拡散の努力は国際公共財にあたる。公共財の性格上、さもなければ過小供給（履行の不徹底）や「協調の失敗」に陥りかねない。これを克服する国際協調の枠組みの構築は喫緊の政策課題である。

3. 研究の方法

研究体制：本研究プロジェクトは（1）基礎理論班、及び（2）応用・実践班から構成される。後者は更に（2.1）原子力発電施設等、大型社会資本施設の安全・契約に係るリスクの研究班（社会資本班）、（2.2）災害リスクの分担・コントロール（減災投資）の研究班（自然災害班）及び（2.3）財政リスクの研究班（財政班）からなる。基礎理論班では、新制度論・契約論（法と経済学）を含む経済学の理論と実証を軸に、政治学・法律学の知見を加えた研究手法を確立、応用・実践分野の基礎理論とする。応用・実践の研究班はアジア各国の現状に関するデータ・資料、文献の収集、海外研究者の招聘等を通じて、論点を整理、基礎理論班の知見を生かしつつ、具体的な政策提言に繋げる。班代表以外のメンバーは複数の班に所属しており、メンバー全員が参加する研究会を定期的に行うなど、相互に緊密な連携を取りつつ、一体になって研究プロジェクトを進めていくものとする。また、大学研究者の他、学内のシンクタンク等の研究員の協力・知見を得るなど産学連携も視野に入れる。

研究の手法：我が国を含むアジア諸国における公共と民間との間のリスク・マネジメントの在り方に関して、理論と実証に基づく経済学の分析手法を適用するとともに、政治学・法学の知見を兼ね備えた学際性にある。「法

と経済学」的な観点から制度・法体系の経済的含意を考察する。合わせて、国際・公共政策大学院がこれまで培ってきた広範な実務家とのネットワークを積極的に活用して、現場の問題意識を汲み取った上での具体的な政策提言につなげる。

研究と教育の連結：我々が最終的に目指すのは、アジアの公共政策のハブ（政策研究・提言の発信拠点）の確立である。既に中国人民大学等の研究者とのネットワークを発展させており、本研究への協力・協同も十分に期待できる。また、研究成果は政策大学院の教育カリキュラムにフィードバックさせるなど、研究と大学院教育の連結も図られる。同時に、国際・公共政策大学院がこれまで培ってきたアジア諸国の研究者とのネットワークを生かすとともにアジア諸国からの留学生（在校生・卒業生）を巻き込み、公共政策研究・教育の国際的な展開を目指す。

4. 研究成果

研究成果は大きく（1）アジアのインフラ研究会、（2）中国の公共政策系大学院等との国際交流、（3）本学経済学研究科の学術雑誌「一橋経済学」からの特集号の刊行に区別される。

（1）アジアのインフラ研究会：

「アジアのインフラ研究会」では、研究分担者の山重を中心にアジア諸国の金融に関する調査や実務の経験があるシンクタンクの研究員、国際協力の事業や金融の専門家、商社や民間銀行などで公民連携事業に携わってきた実務家、大学の研究者などにメンバーになってもらい、上記のような現状の背後にある問題の理解、そして成功事例や失敗事例の分析等を踏まえて、アジアにおけるインフラ整備を加速させるための官民のリスク分担、そして多国間でのリスク分担の望ましいあり方に関する議論を行ってきた。研究会には、海外の研究者やアジア開発銀行の専門家なども招聘し、報告を行ってもらうとともに、意見交換を行った。また、一橋大学国際・公共政策大学院および経済学研究科の大学院生（留学生を含む）にも、研究会に参加してもらい、報告も行ってもらった。約1年半の研究会での議論を踏まえて、大学院生を含む主要な研究会メンバーには、論文を執筆してもらった。現在、その取りまとめの作業を行っており、今年度中に、その成果を書籍として出版できるよう、取り組んでいる。

（2）国際交流

中国系政策大学院との研究交流：本事業では中国の中国人民大学及び上海财经大学の公共政

策大学院（公共管理学院）との研究交流を実施した。具体的には各大学と年2回相互に研究者を派遣している。財政・社会保障など日中、双方に共通するリスクについて意見交換を行うほか、近年の中国における不動産バブル・地方財政のリスクについての報告を受けるなどした。本事業終了後も引き続き、こうした研究交流は続けていく。合わせて派遣された研究者は派遣先の大学において公共政策の講義を行ってきた。研究と教育の連結を進めている。

国際シンポジウム：本事業の国際交流の柱は国際シンポジウムと中国の公共系政策大学院との研究交流にある。このうち、国際シンポジウム「イランの核問題解決に向けた次のステップ」は、ハーバード大学オリ・ハイノネン博士らをパネリストに迎え、秋山の司会で、イランの核交渉をめぐる経緯と今後の見通しについて議論しながら、核リスクの管理のあり方、および交渉の結果もたらされる可能性のある地政学的リスクの態様について意見交換を行った。

(3)「一橋経済学」からの特集号の刊行：本特集号は研究分担者のうち、田近、渡辺、国枝、山重、高橋（研究代表者の佐藤は総論）が寄稿しており、次のように構成される。

田近・宮崎論文は災害救助法と被災者生活再建支援法の課題とあるべき改革に言及する。現行制度の課題を明らかにした上で現物支給一本槍の仕組みを改め、被災後の応急住宅に現金支給を行うことを可能とすることを提言する。また、仮設住宅にも民間賃貸仮設住宅相応の家賃を課すことによって、民間賃貸仮設住宅との同等性を確保することで、被災者の居住地・形態の選択を歪めないようにする。被災者生活再建支援制度については都道府県間の共助を旨とした共済制度と位置付ける。全国知事会が責任をもって運営すること、よって、資金源は都道府県からの拠出金によることを明記して、国からの補助金を廃止するべきと主張する。

続く渡辺論文は自然災害に伴う損失について税制上の取り扱いについて考察する。災害対策において、税制が果たすべき役割として固定資産税の活用を含め、災害の社会的費用最小化を実現するための事前のインセンティブを重視する。事後的な被災者救済は社会保障制度の枠組みで行われるべきとする。とはいえ、災害時には制度・執行両面にわたって比較的頑強なシステムである税を活用する余地はある。給付付税額控除のような給付と税を連結させた仕組みもあり得よう。被災者の生活支援については、住宅等の現物よりも現金で行うことが被災者の観点から望ましい場合も多い。経済学の視点から法制度（所得税）の在り方を分析していることが

特徴的だ。

国枝論文は国債の安全資産としての側面に着目しつつ、「国債金利は現在低いから、財政再建を急がなくてもよい」という主張を経済学の理論に即しつつ論破していく。本論文は大震災のリスクを用いて、我が国のリスク・プレミアムの説明が可能であることを示す。また、低い国債金利を説明するほかの要因として、国債が典型的な安全資産であり、容易に担保に供しうる等の利点から、コンビニエンス・イールド（希少性プレミアム）を有していること、政策的に国債金利を低く抑えようとする「金融抑圧」、及び中央銀行が財政の持続可能性確保のために政策的に低金利を演出していることを取り上げる。低金利はこれらの要因が生み出した一時的な現象であり、容易に変化するリスクを抱えている。これに応じて国債金利が急騰しかねない。

山重論文はアジアにおける社会資本整備に係るリスクを取り上げる。社会資本整備を公民連携（PPP）の形で行うことが推奨され、各国で制度の整備が進んでいる。しかし、社会資本整備の場合には、現地政府による規制を始めとする介入が大きいために「政治リスク」が大きい。これら「カントリー・リスク」を民間企業が負うことは困難である。そのことが官民ファンド等、（出資企業の）ホーム国政府の関与を根拠づけてきた。しかし、山重論文はこうした認識に疑問を提示する。政府が出資する際には、国益への貢献度が判断材料となり、経済合理的な投資判断がなされにくい。同論文ではむしろオールジャパンに代えて、外国企業を含む国際的な連携が重視される。

高橋論文においては、中国、韓国、台湾の食品安全法制、特に遺伝子組み換え食品の安全性等にかかる制度を題材とし、比較法的考察を行う。幸い遺伝子組み換え食品を含めた食品安全の問題は国民の関心が強いテーマであることから、国の法制度整備の状況は比較法的考察の対象にすることができる状況にある。日本においては、現在、リスク評価機関と管理の実施機関との分離、リスク評価機関における独立性の確保の議論、消費者保護行政機関の創設等の議論が進んでいる。他方、中国は総じて日本やEUよりも厳格な食品表示制度を法規制として導入してきた。とはいえ、中国をはじめ新興国では制度執行がどこまで厳格に実施されるのかに疑問が残る。法規制の執行の改善が課題とされる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 34 件)

Robin Boadway and Motohiro Sato,
Optimal Income Taxation with
Uncertain Earnings: A Synthesis,
Journal of Public Economic Theory, 査
読有, 巻未定, 2015

渡辺 智之, 原子力損害賠償と経済学:法
と経済学の観点から, 別冊 NBL, 査読無,
150 巻, 2015, 38-56

Robin Boadway and Motohiro Sato,
Optimal Income Taxation and Risk:
The Extensive-Margin Case, Annals of
Economics and Statistics, 査読有,
Vol.113-114, 2014, 159-183

田近 栄治・宮崎 毅, 震災における被災
者生活再建支援のあり方, 都市住宅学,
査読無, 86 巻, 2014, 53-57

高橋 滋, 原子力損害賠償法の法的諸問
題, 公共政策研究, 査読無, 14 巻, 2014,
86-98

Shinji Yamashige, Population Crisis
and Family Policies in Japan,
University of Tokyo Journal of Law and
Politics, 査読無, Vol.11, 2014, 108-128

國枝 繁樹, 財政再建における増収措置
と歳出削減の割合に関する Alesina らの
議論は我が国に適用されるのか?, フィ
ナンシャル・レビュー, 査読無, 120 巻,
2014, 91-119

Kazumasa Oguro and Motohiro Sato,
Public Debt Accumulation and Fiscal
Consolidation, Applied Economics, 査
読有, Vol.46, No.7, 2014, 663-673
DOI: 10.1080/00036846.2013.851772

Nobumasa Akiyama, The Compliance
Structure of the Nuclear
Non-Proliferation Regime and Japan's
Non-Proliferation Policy Assets,
Hitotsubashi Journal of Law and
Politics, 査読無, Vol.41, 2013, 11-23

Nobumasa Akiyama and Kenta Horio,
Can Japan Remain Committed to
Nonproliferation? The Washington
Quarterly, 査読無, Vol.36, No.2, 2013,
151-165
DOI: 10.1080/0163660X.2013.791090

山重 慎二, 「PFI は本当に良い手法か?
~ 交通事業への活用に関する理論的考察

~」, 運輸政策研究機構, 一橋大学大学院
商学研究科, 国際・公共政策大学院(共
同報告書)『運輸・交通事業における
PFI・PPP の活用可能性について』, 69-83,
2013, 査読無

渡辺 智之, 災害リスクと税制:「法と経
済学」のアプローチ, 租税法研究, 査読無,
41 号, 2013, 95-113

秋山 信将, 「第二部 3. 対外戦略」, 財
団法人日本再建イニシアティブ(著)『日
本最悪のシナリオ 9つの死角』(図書所
収論文), 新潮社, 259-271, 2013, 査読
無

Shigeki Kunieda, New Optimal Income
Tax Theory and Japan's Income Tax
System, The Japanese Economy, 査読
無, Vol.39, No.4, Winter 2012-2013,
60-78
DOI: 10.2753/JES1097-203X390403

佐藤 主光, 国民の防災・減災政策選好に
おける将来世代の地位~持続可能な防
災・減災政策の構築に向けて, 地域安全
学会論文集, 査読有, 17 巻, 2012, 1-
8

國枝 繁樹, 新しい最適所得税理論と日本
の所得税制, 日本経済研究, 査読無, 67
号, 2012, 21-38

〔学会発表〕(計 18 件)

高橋 滋, 原子力損害賠償法の法的諸問
題, 日本公共政策学会, 2014 年 6 月 7
日, 高崎経済大学(群馬県・高崎市)

國枝 繁樹, インフレ促進策としての消
費税増税, 日本経済学会秋季大会, 2013
年 9 月 15 日, 神奈川大学(神奈川県・
横浜市)

渡辺 智之, 災害リスクと税制・法と経
済学の観点から, 租税法学会, 2012 年
10 月 14 日, 名古屋大学(愛知県・名
古屋市)

佐藤 主光, 震災復興と財政(パネル討
論), 日本金融学会, 2012 年 9 月 15 日,
北九州市立大学(福岡県・北九州市)

佐藤 主光, 東日本大震災・原発災害か
らの復興(パネル討論), 第 20 回地方財
政学会, 2012 年 5 月 19 日, 立命館大学
(京都府・京都市)

研究者番号：50272787

竹内 幹 (TAKEUCHI, Kan)

一橋大学・経済学研究科・准教授

研究者番号：50509148

〔図書〕(計4件)

小塩 隆士, 田近 栄治, 府川 哲夫, 東京大学出版会, 日本の社会保障政策 - 課題と改革, 2014年, 240

山重 慎二, 加藤 久和, 小黒 一正, 日本評論社, 人口動態と政策 - 経済学的アプローチへの招待, 2013年, 272

山重 慎二, 東京大学出版会, 家族と社会の経済分析 - 日本社会の変容と政策的対応, 2013年, 320

高橋 滋, 大塚 直, 民事法研究会, 震災・原発事故と環境法, 2013年, 242

〔その他〕

ホームページ等

http://www.ipp.hit-u.ac.jp/kaken_risk/

6. 研究組織

(1) 研究代表者

佐藤 主光 (SATO, Motohiro)

一橋大学・国際・公共政策大学院・教授

研究者番号：50313458

(2) 研究分担者

田近 栄治 (TAJIKI, Eiji)

一橋大学・経済学研究科・特任教授

研究者番号：10179723

高橋 滋 (TAKAHASHI, Shigeru)

一橋大学・国際・公共政策大学院・教授

研究者番号：30188007

渡辺 智之 (WATANABE, Satoshi)

一橋大学・国際・公共政策大学院・教授

研究者番号：80313443

山重 慎二 (YAMASHIGE, Shinji)

一橋大学・経済学研究科・准教授

研究者番号：20282931

國枝 繁樹 (KUNIEDA, Shigeki)

一橋大学・経済学研究科・准教授

研究者番号：40304000

秋山 信将 (AKIYAMA, Nobumasa)

一橋大学・法学研究科・教授

研究者番号：50305794

(3) 連携研究者

井伊 雅子 (II, Masako)

一橋大学・経済学研究科・教授